

# SGEC 分別・表示事業体審査報告書

小林株式会社

平成19年6月

(社)全国林業改良普及協会

## 目 次

I . 小林株式会社の概要

II . 審査経過・写真

III . 審査における判定事由書

## I. 小林株式会社の概要

1. 申請者名称 小林株式会社 代表取締役 小林恭光  
(所在地)広島県広島市南区翠5丁目21番13号
2. 認定事業体 本 社／広島県広島市南区翠5丁目21番13号  
福山営業所／広島県福山市神辺町新徳田2丁目396-1  
山口営業所／山口県山口市下小鯖3817-2
3. 事業内容・業種 木材・建材・住宅機器等卸販売、内装工事業

### 4. 小林株式会社の概要

小林株式会社は、広島市に本社を置く、建材の卸販売を主に行っている(一部直販)事業体である。大正10年以来、一貫して木材を取り扱ってきており、その得意先である建材店や材木店、建設業、工務店などは、広島県・山口県内及び、その周辺地域にも広がっている。

年間製材品取扱高は、輸入材を主体に約2億円/年(約3,000 m<sup>3</sup>/年)。うち国産材は、羽目板や柱を中心に約5,000万円/年(約1,300 m<sup>3</sup>/年)を扱っている。

販売事業は、建材店や材木店への通常の卸販売を行う「建材部」が主体で、「特販部」では、工務店向け工事(床・屋根・外壁等)の請負や直販も行っている。

国産材の仕入れ先は、主に地元広島県内で、SGEC認定事業体である中本造林(株)は有力な仕入れ先である。今回のSGEC事業体認定への取組は、広島県太田川流域を中心にSGEC森林認証材住宅の普及を目指して活動する「太田川流域SGECネットワーク」に加入し、住宅資材の卸問屋として、流域のSGEC認証材流通の一翼を担おうとの取組である。

#### 【小林株式会社(概要)】

称 号 小林株式会社  
所在地 広島県広島市南区翠5丁目21番13号  
資本金 8,000万円  
創 業 大正10年1月  
設 立 昭和15年10月  
代表者 代表取締役 小林 恭光  
決算期 年1回6月  
従業員 60名

## 5. 分別・表示管理体制

「認証林産物の分別・表示管理方針書」を定めており、「S G E C 森林認証された森林から生産した認証林産物と非認証の他の林産物が受入、保管、加工、出荷の各段階で混在しないよう、分別・表示管理する管理責任者を設置し管理体制を確立するとともに、帳票類を作成・保存して認証林産物の普及・PRに努める」こととしている。

さらに、「認証林産物の流通計画書」及び「S G E C 分別・表示管理体制図」を定め、流通段階で認証林産物を量的に把握し、分別・表示管理の徹底と管理体制を確立していくことを確認した。

### 【主な確認資料】

- ・ 小林株式会社の沿革・概要
- ・ 認証林産物の分別・表示管理方針書
- ・ S G E C 森林認証事業体組織図
- ・ 認証林産物の流通計画書
- ・ S G E C 分別・表示管理体制図

## Ⅱ. 審査経過・確認資料一覧・写真

### 1. 小林株式会社の審査経過

認定審査は、(社)全国林業改良普及協会認証審査センターの児島裕、野田昭一、水野邦彦の3名が下記のとおり行った。

#### 【審査申込】

平成19年5月22日／審査申込

(内 容)

1. 全林協の審査手順についての説明
2. 審査申込書の受付
3. 確認資料の説明

#### 【認定審査】

6月5日／書類確認及び現地確認

(場 所)

小林株式会社本社

(審査員)

(社)全国林業改良普及協会審査員 児島 裕  
同 専門審査員 水野 邦彦

(出席者)

小林株式会社代表取締役 小林 恭光  
同 本社建材部取締役部長 大和淳一郎  
太田川流域 SGEC ネットワーク代表 安田 孝

(内 容)

1. 「認定審査」の一環として書類確認及び製品管理状況の現地確認を行った。
2. 小林株式会社において事業の概要、現行の仕入れ・保管・販売における木材の流れ・管理の仕組み等について説明を受け、併せて関連資料の審査を行った。
3. SGEC 分別・表示の考え方や管理方針、認証林産物の生産・出荷管理計画、分別・表示管理体制等について説明を行い、遵守意志を確認した。

## 【審査判定】

6月20日／審査委員会(書類審査)

「認定審査」に基づいた審査結果を審査委員に報告し、審査判定を行った。

### (委員名)

元東京大学教授・農学博士	山根 明臣
東京農業大学教授・農学博士	河原 輝彦
木構造振興株式会社専務取締役・農学博士	西村 克美
(社)日本育種協会理事長	真柴 孝司

### (事務局)

(社)全国林業改良普及協会 専務理事	渡辺 政一
同 認証審査センター	児島 裕
同 認証審査センター	野田 昭一

### (内 容)

1. 現地確認審査の結果を報告するとともに、SGECの定める「認定審査」基準事項に基づき設定した「審査要件」について審査内容を説明した。
2. 提出資料、入荷・出荷管理の仕組み、審査判定表による判定の内容等からいって、申請者は認定に値する事業体であるものと認められた。

### Ⅲ. 小林株式会社の審査における判定事由書

S G E Cの定める「認定審査」基準事項に基づき、「小林株式会社審査判定表」のとおり、10項目を審査要件とした。

これら「審査要件」に基づいた「審査判定」を行い、審査委員に諮ったところ、小林株式会社は、認定に値する事業体であるとして判定された。

#### 基準1 経営の健全性

##### 1-1 / 妥当である 持続的に事業活動を行いうる事業体であること。

小林株式会社は、本社(広島県広島市南区翠)と福山営業所及び山口営業所で、地域材を含めた木材及び建材の卸販売を行っている。

大正10年の創業以来、一貫して木材と関わり、現在は、広島県、山口県内と周辺の木材販売店・工務店を顧客とする建材の卸売業、内装工事請負等を行っている事業体である。

##### 1-2 / 妥当である 経営指標に照らし、財務状態が健全であること。

「決算報告書」により、財務状況を確認したところ、経営状態は安定していると判断した

#### 基準2 認証林産物取扱の業態

##### 2-1 / 妥当である 認証林産物を取り扱う事業体として、事業目的および内容が適合していること。

小林株式会社は、製材品等住宅資材の卸問屋であり、年間木材製品製取扱高は、輸入材を合わせて約2億円/年(約3,000 m<sup>3</sup>/年)に達し、うち国産材は、羽目板や柱を中心として約5,000万円/年(約1,300 m<sup>3</sup>/年)を扱っており、S G E C認定事業体としての適合条件を揃えている。

## **2-2 / 妥当である**

**認証森林所有者・管理者または認定事業体と反復継続して取引関係にあること。**

国産材の仕入れ先は、主に地元広島県内で、先に SGEC 認定事業体を取得した中本造林(株)は有力な仕入れ先である。今回の SGEC 事業体認定への取組は、広島県太田川流域を中心に SGEC 森林認証材住宅の普及を目指して活動する「太田川流域 SGEC ネットワーク」に加入し、住宅資材の卸問屋として、流域の SGEC 認証材流通の一翼を担おうとの取組である。

## **2-3 / 妥当である**

**認証林産物の普及および利用促進、新たな用途開発について意欲的であること。**

小林株式会社の得意先である地域の材木店や工務店は、広島・山口県を中心として広域に広がっており、得意先に、地球環境保全の観点から国産材、特に SGEC 森林認証林産物の普及を図ることに意欲的である。

## **基準3 分別・表示管理運営の体制**

### **3-1 / 妥当である**

**認証林産物の分別・表示管理に係る計画を立てていること。**

「認証林産物の分別・表示管理方針書」を定めており、受入、保管、加工、出荷の各段階を想定した「認証林産物の流通計画書」を作成している。

### **3-2 / 妥当である**

**認証林産物の分別・表示管理を行う体制が整っていること。**

「SGEC 分別・表示管理体制」を定め、流通段階での認証林産物を量的に把握し、分別・表示管理の徹底と管理体制を確立することを確認した。

なお、本社製品倉庫では、既存の在庫品が適切に管理・保管されていることを確認した。

### **3-3 / 妥当である**

**分別・表示管理を担当する管理責任者を設置していること。なお、管理責任者に適正な研修を行っていること。**

全社的に分別・表示管理を担当する SGEC 認証林産物管理責任者及び、各部門の担当者を配置し、配置替え時などには、研修を必ず行うこととしている。また、その他の従業員に対しても認証林産物の趣旨の周知を図ることとしている。

### **3-4 / 妥当である**

**伝票など帳票類を作成・保存すること。なお、認証林産物と非認証林産物のコード番号は明確に区別すること。**

現地確認により、伝票などの帳票類は、電算処理され、適正に管理・保管されていることを確認した。

認定後は、認証林産物と非認証林産物との番号を明確に区別することとしている。

### **3-5 / 妥当である**

**定期的に棚卸記録などにより、保管数量の管理を行うこと。**

現地確認により、原料及び製品などについて定期的に棚卸を行っていることを確認した。

なお、伝票などの帳票類を保存し、認証林産物の流通・情報の交換、開示に備えることとしている。

#### IV. (主な確認資料)

- ・ 小林株式会社の沿革・概要
- ・ 認証林産物の分別・表示管理方針書
- ・ S G E C 森林認証事業体組織図
- ・ 認証林産物の流通計画書
- ・ S G E C 分別・表示管理体制図